

レベルアップ

～今の自分よりも少しだけ～

7月号② 7/18(火)
輪島中学校
生徒指導だより

自分で考え、判断し、本気でやり抜き、成果を実感

輪島中の生徒と保護者の皆様へ 警察から緊急のお知らせ

「電動キックボード」に乗ることはできません！

(乗ることができるのは、16歳からです。)

「電動キックボード」とは、「特定小型原動機付自転車」と呼ばれ、以下の交通ルールが定められています
(道路交通法改正 令和5年7月1日)。

- ① 16歳未満の者は運転禁止
- ② 16歳未満の者に貸すことも禁止



年齢 16歳以上

警察庁 電動キックボード



「水の事故」にあわないように気をつけよう！

- ① 泳ぐときは、監視員がいる開設された海水浴場で泳ごう。
- ② 未成年者だけで海や川へ行かないようにしよう。
- ③ 海や川で遊ぶときは、大人から見える場所で遊ぼう。
- ④ 海や川で遊ぶときは、ライフジャケットを着よう。
- ⑤ 波が高い時や、風が強い時は、海・川の近くには行かないようにしよう。

▲おぼれている人がいたら、必ず、大人を呼んでください。

【警察110】 【消防119】 【海上保安庁118】